

公共サービス改革法の事業選定方針及びプロセスについて

平成 24 年 10 月 1 日
内閣府公共サービス改革推進室

- 1 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）の官民及び民間競争入札の対象公共サービスは、法第 7 条に基づき閣議決定される公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）において定められることとされている。
- 2 平成 24 年度の法の対象となる公共サービスの選定（以下「事業選定」という。）作業は、来年 6 月頃（予定）の次期基本方針の閣議決定に向けて、国の行政機関等からの対象事業の候補の自主的選定（本年 8 月末締切）に引き続き、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）が了承した本方針及びプロセスに基づき調査を開始し、年明け以降、監理委員会においてヒアリング等の審議を行う予定である。
- 3 本方針及びプロセスは、今年度の基本方針（平成 24 年 7 月閣議決定）第 3 章第 1 節 2 (2)において、内閣府が国の行政機関等に明確化し提示することとされていることを踏まえ、国の行政機関等に対し、事業選定の作業を行うに当たっての方針として、下記により明らかにするものである。

記

1 基本的な考え方

- (1) 厳しい財政事情により公共サービスの無駄の徹底的削減が求められる中、法に基づく入札を導入することは、民間事業者の創意工夫が発揮されることにより、公共サービスの経費削減及び質の維持・向上に資するとともに、公正性・透明性の確保の有効な手段となるものである。
- (2) 昨年度の事業選定においては、①「政府系公益法人の見直し」（平成 23 年 7 月 12 日内閣府公表）に係る取組と連携して、政府系公益法人が継続受注している事業について、契約の透明性、公正性及び競争性を高めるため、法に基づく入札の導入を求めたこと、②内閣府特命担当大臣（行政刷新担当大臣）が監修する監理委員会による監理体制の確立などを実現した。

新) 資料(平成 21 年 12 月 10 日第 55 回監理委員会)の範囲拡大として、行政情報ネットワークシステム関連業務について、昨年度事業選定された国の同関連業務に引き続き、独立行政法人に対し法に基づく入札の一斉導入を求めたこと、③国の行政機関等に対し事業選定プロセスを明確化し、政務出席の公開ヒアリングや監理委員会による勧告等を選定方針やスケジュールに明示したことなどにより、過去最多となる合計 93 事業(合計 320 億円)を新たに本年 7 月の基本方針(閣議決定)で選定した。

- (3) 今年度の事業選定においても引き続き、行政事業レビュー、独立行政法人及び公益法人改革等の行政刷新の各種取組との連携を強化するなどして随意契約や一者応札、政府系公益法人による継続受注など競争性に問題のある事業の入札・契約の改善を図り、公共サービスを提供するに当たっての適切な民間委託を実現・監視するツールとして、法における取組を活用することが必要である。
- (4) そのような問題のある事業については、法の対象として、事業選定から事業の評価までのプロセスにおいて、監理委員会等が関与することを通じ、民間事業者の参入が促進され、経費の削減及び質の維持・向上を図ることで、受益者であると同時にコスト負担者でもある国民の立場から事業の見直しを実現することが重要である。
- (5) 上記(1)～(4)及び基本方針(別紙参照)を踏まえ、平成 24 年度の事業選定の作業は昨年度同様、監理委員会等と連携しつつ、対象事業を積極的に拡大していくこととする。

2 事業選定の取組方針とスケジュール

別図のとおりとする。なお、選定に当たっては以下の点に留意することとする。

(1) 監理委員会の関与

事業選定プロセスの外部性・公開性の確保や監理委員会等の関与を強化するため、事業選定は、外部有識者から構成される監理委員会(公共服务改革小委員会の各分科会を含む。)における公開ヒアリングを中心に行うものとする。内閣府は国の行政機関等から提出された調書を監理委員会の各分科会に報告し、監理委員会の各分科会において公開ヒアリングの対象となる公共サービスの候補を選定し、監理委員会へ報告す

るものとする。

また、事業選定に係る監理委員会の審議において、国の行政機関等が法に基づく入札を導入しない理由に合理性が認められない場合、監理委員会による意見・提言の公表や法第38条の監理委員会による勧告権が発動されることも念頭に置くものとする。

(注) 1 監理委員会は、「公共サービス改革のために必要と考えるときには、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて国の行政機関等の長等に対し、時機を失すことなく勧告を行う」こととされている（基本方針（平成24年7月閣議決定）第3章第2節3.）。

2 監理委員会の審議において、既存の受託事業者として関連団体が存在する場合に、所管官庁が妥当性を欠く主張を繰り返した事例においては「委員長見解」が公表されている。（総務省の自治大学校及び消防大学校の施設の管理・運営業務（平成20年12月）、環境省の新宿御苑の維持管理業務（平成21年12月））。

(2) 政務のコミットメント

国の行政機関等は、政務三役を長とした公共サービス改革の体制の下で事業選定を推進する。内閣府は、国の行政機関等からの自主的な事業選定の状況、ヒアリング対象の選定状況及び事業選定に対する国の行政機関等の対応状況等を行政刷新（公共サービス改革）担当政務に随時報告するとともに、監理委員会における公開ヒアリングに適宜政務の出席を求めるなどにより、政務の強いコミットメントの下で作業を進めること。

(3) 関係組織や行政刷新の取組との連携

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に関するフォローアップ、「政府系公益法人の見直しについて」（平成23年7月12日内閣府公表）、行政事業レビュー等の行政刷新の取組と連携することで、行政改革の効果が最大限発揮できるよう事業選定を行う。

(4) 昨年度に改革を促した事業に係るフォローアップ

昨年度に各府省等に対して通知した『改革を促し、24年度以降ヒアリング予定の事業』に掲げられた事業については、各府省等において透明性、公正性、競争性を高めるため入札スケジュール、競争参加資格等の見直しを行った結果をフォローアップしその結果に基づき、今年度以降

に監理委員会（公共サービス改革小委員会の各分科会を含む。）における公開ヒアリングを実施する。

(5) 民間提案の活用

公開ヒアリングを実施する公共サービスの選定にあたっては、法第 7 条に基づく民間事業者からの情報公表要請及び公表等を踏まえた民間参入等の意見募集を十分反映するものとする。

(6) 事業選定作業が複数年度にまたがる場合

事業選定において、対象候補が多数となり、今年度の事業選定においては、すべてを取り扱うことが困難となることも想定される。このような場合については、今年度の事業選定に止まらず、来年度以降も含めて事業選定を引き続き検討するものとする。

3 事業選定の対象

(1) 今年度の事業選定の方針

基本方針（平成 24 年 7 月閣議決定）第 3 章第 1 節 3. において、以下のことおりとされている。

- ① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年度化や法第 25 条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持・向上、コスト削減が見込まれる公共サービス。
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。
- ③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等）を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。
- ④ 官民競争入札の対象については、業務の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務のうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの。

⑤ 内閣府特命担当大臣（行政刷新）資料（平成 21 年 12 月 10 日第 55 回監理委員会）に基づいて選定した対象公共サービスについての範囲拡大。

⑥ 第 2 節 4. に掲げた関係組織※や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス。

- ※ ①衆議院決算行政監視委員会、②参議院決算委員会・行政監視委員会、③会計検査院、
④内閣官房行政改革実行本部事務局、⑤内閣官房行政改革推進室、
⑥内閣府行政刷新会議事務局、⑦内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI）、
⑧内閣府公益法人行政担当室、⑨公正取引委員会、
⑩総務省（政策評価、行政評価・監視、行政管理）、⑪財務省主計局（予算執行調査）

(2) 具体的対象事業等

上記を踏まえ、選定の対象として検討を行うこととした事業等は、現時点では以下のとおりである（今後、追加・見直しの可能性がある。）。

対象事業等	方針	関連する選定の重点方針 (上記(1)の番号に対応) ※下線部は特に関連するもの	担当分科会名
(ア)政府系公益法人見直し	「政府系公益法人の見直しについて（平成 23 年 7 月内閣府公表）」を踏まえ、入札手続きの透明性、公正性、競争性を高めるとともに、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、特に以下の観点に留意の上、法の対象事業としての適否についてヒアリングを実施。 ・特定の公益団体が継続して実施している公共サービス（随意契約や一者応札となっている事業等）のうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。 ・受注件数・金額が多い公益法人。	①②③⑥	公物管理等分科会

(イ)独立行政法人の 契約・取組	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月閣議決定)」Ⅲ. 3. ②に基づき各独法のWebsiteで公表されている契約(独法OBが再就職しており、独法との取引割合が総売上高の1／3以上を占めていること)等について、精査・確認し、ヒアリングを実施。</p> <p>過去3年間に一回以上「一者応札・応募」となっている政府系公益法人との契約を精査・確認し、ヒアリングを実施。</p> <p>(23年調査:過去2年連続一者応札・応募 ⇒ 24年調査:過去3年に一回以上一者応札・応募)</p>	<u>①②⑥</u>	施設研修等分科会
(ウ)昨年度 に改革を促 した事業に 係るフォロ ーアップ	<p>昨年度に各府省等に対して通知した『改革を促し、24 年度以降ヒアリング予定の事業』に掲げられた事業については、各府省等において透明性、公正性、競争性を高めるため入札スケジュール、競争参加資格等の見直しを行った結果をフォローアップしその結果に基づき、今年度以降に監理委員会(公共サービス改革小委員会の各分科会を含む。)における公開ヒアリングを実施する。なお、昨年度の選定過程において見直し中としたものや廃止予定としたものについてはその後の状況をフォローアップし、必要なものは公開ヒアリングを実施する。</p> <p>選定に当たっては特に以下の観点から行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約や一者応札等となっている事業のうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。 ・業務の包括化、複数年度契約の導入により、民間事業者の創意工夫を活用し、質の維持・向上、コスト削減が見込まれるもの。 	<u>①②③④</u> <u>⑤⑥</u>	すべて の分科 会
(エ)行政事 業レビュー 等において 問題等を指 摘されたも の	<p>関係組織等において問題等を指摘された調達(※)については、ヒアリングを実施。</p> <p>一者応札など特に競争性に問題のある調達を公表し、各府省等に対し改善を要請。各府省等による取組みによっても改善がされなかつた場合には、ヒアリングを実施。</p> <p>(※)行政事業レビュー、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ、各府省での調達改善計画のレビュー等で指摘等を受けた調達。</p>	<u>①②③⑥</u>	すべて の分科 会

(オ)業務フロー・コスト分析の対象事業	昨年度決定した以下の事業について、業務フロー・コスト分析を実施し、分析結果を以て公開ヒアリングを実施する。 ・司法書士試験(法務省) ・土地家屋調査士試験(法務省) ・貨幣セット販売等業務((独)造幣局) ・災害共済給付業務((独)日本スポーツ振興センター) ・奨学金回収業務((独)日本学生支援機構)	④	施設研修等分科会
(カ)民間提案	公共サービス改革法では、第7条第3項、5項及び9項において、民間事業者や地方公共団体から、市場化テストの対象とすべき業務等に関する意見を聴取する旨、定められているところ。 同法に基づき意見等があった場合は、関係府省との意見調整を行った上、各分科会、官民競争入札等監理委員会での審議等を通じて選定する予定。	—	すべての分科会
(キ)その他	上記以外で、法に基づく入札を実施し、契約の複数年度化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持・向上、コスト削減が見込まれる公共サービスや事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。	①②	すべての分科会

4 平成24年度の事業選定に当たっての規模の目安等

基本方針（平成24年7月閣議決定）第3章第1節2(2)において内閣府が国の行政機関等に提示することとされている事業選定に当たっての規模の目安等については、以下のとおりとする。

- 事業選定の規模については、これまでに法の対象として選定された事業の契約期間及び規模の実績を勘案し、契約額が3年間で1億円以上のものを原則とする。但し、必要に応じ、契約額が1年間で1千万円以上のものも選定する。

別紙 公共サービス改革基本方針（平成24年7月閣議決定）（抜粋）

第4章 政府が実施すべき施策に関する実務上の手続等

本章は、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針¹のうち、前章までに記載したもののはか、政府全体としての統一的な運用を確保するため、政府内の担当者に対し、基本的な考え方や具体的、実務的な手続等を示すものである。併せて、民間事業者からの情報提供に関して、より高い予見可能性を確保することを目的としている。

第1節 基本的な考え方

1. 公共サービスに関する不断の見直しの進め方

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、以下のように対応する。

- ① 国の行政機関等の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスの廃止等の措置を講じる。
- ② 必要性があるとしても、国の行政機関等自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、法に基づく入札の実施やこれに必要な規制改革等必要な措置を講じる。
- ③ 既に民間委託が行われている業務であっても、民間競争入札又は廃止等の対象とする業務から排除されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入又は実施方法や調達方法の改善により公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が図られる場合は民間競争入札を実施する等必要な措置を講じる。

国の行政機関等は、基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫を活かす観点から提出される民間事業者の意見や国民の意思等を十分踏まえ、監理委員会による審議に真摯に対応する。また、検討のプロセス及び検

¹ 法第7条第2項第2号に掲げられた事項。

討結果について国民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

なお、国の行政機関等の長等は、所管する公共サービスを法に基づく入札又は廃止等の対象とすることの適否等に関する見解を適時に公表するなど、国民に対する説明責任を十分に果たす。

2. 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減

基本方針において法に基づく入札の対象を選定するに当たっては、まず、本章第1節1.に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、国の行政機関等が自ら実施することが必要不可欠であるか否かを検討する。その際に、民間に委ねることができると判断された業務及び既に民間委託が行われている業務であって透明かつ公正な競争の導入又は委託業務の範囲拡大、包括化、複数年化等実施方法や調達方法の改善が必要と判断された業務については、法に基づく入札の実施につき積極的に検討する。

(中略)

第2節 国の行政機関等が実施する法に基づく入札及び事業の廃止等

1. 対象公共サービスの選定

(中略)

(2) 対象公共サービスの選定の考え方

内閣総理大臣は国の行政機関等の長等と協議をして、基本方針の案を作成する際に、対象公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、本章第1節1.の考え方のとおり、下記の①～⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

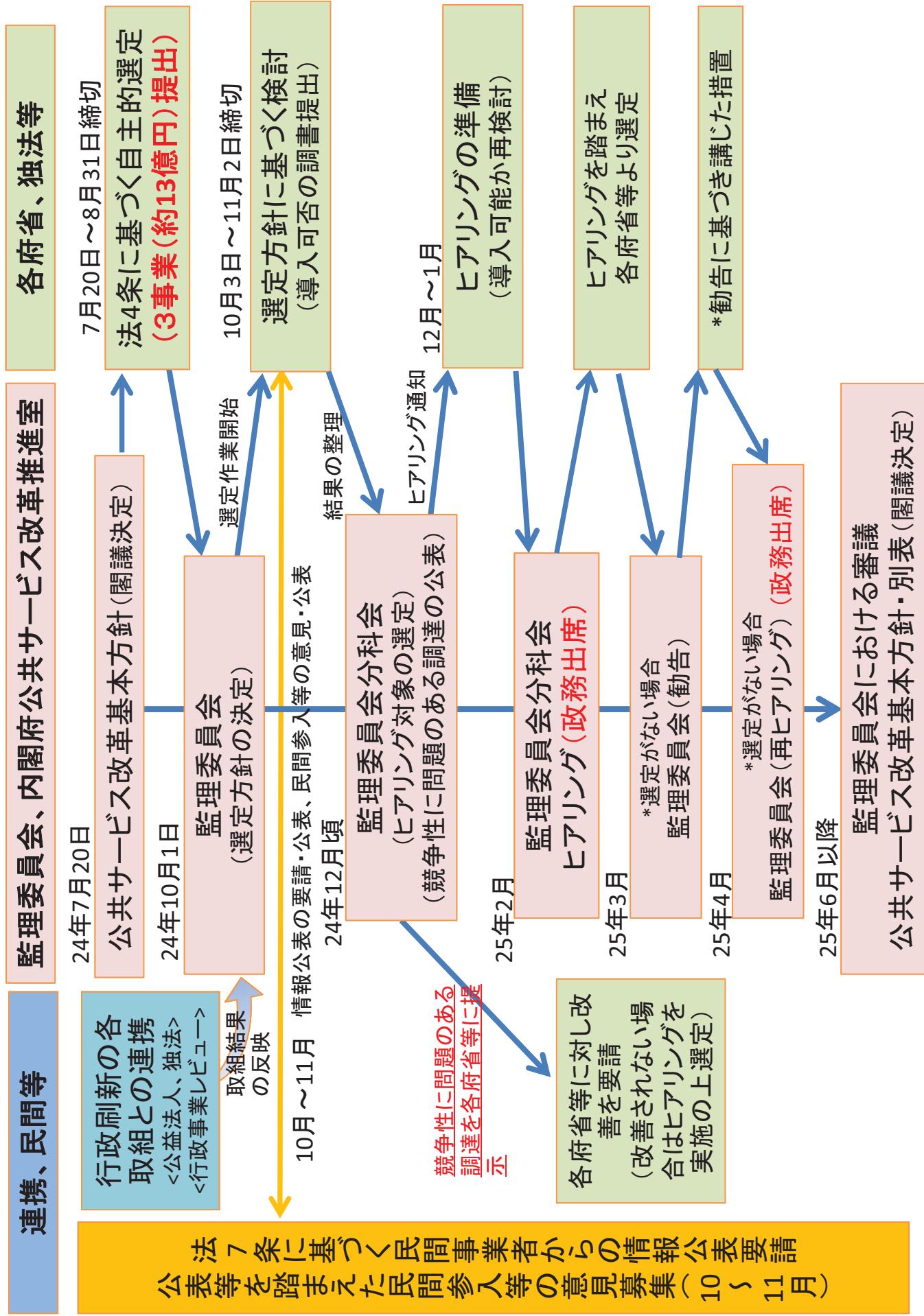
- ① 業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か。
- ② 業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。

- ③ 会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性及び公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等）により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。
- ④ 民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性に鑑み、従来から民間委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か。
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

国の行政機関等の長等は、民間委託により業務を実施する際には、当該業務の内容に応じて、上記の①～④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

(以下略)

平成24年度 官民競争入札等の事業選定プロセス(案)別図



国・独法における市場化テスト選定の概況図（赤字が本年度の拡大方策）

